

日銀シス第36号  
2021年2月12日

オンライン担保差入先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」の一部改正に関する件

日本銀行では、日本銀行金融ネットワークシステムにおいて、香港ドル即時クロス決済システムとのクロスボーダーDVPリンクに関する機能を追加することに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2021年4月1日から実施することとしましたので、通知します<sup>(注)</sup>。

なお、当該機能を利用しない日銀ネット利用先等におかれましては、既存の事務に影響はありませんので、念のため申し添えます。

(注) 本件の概要は、「「日銀ネットの有効活用に向けた協議会」第20回会合の議事概要」別添2（日本銀行HP－業務上の事務連絡－日銀ネット関連－日銀ネットの有効活用に向けた協議会（<https://www5.boj.or.jp/bojnet/newbojnet/kyougikai.htm>））をご参照ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」  
中一部改正

- 第1編Ⅱ. 2. (1) イ. を横線のとおり改める。

イ. 担保差入の入力

オンライン担保差入先は、振込国債の担保差入を行う場合には、所定の端末操作手順（業務処理区分コード 541101）にもとづいて入力します。担保差入を行う日（以下「差入日」といいます。）は、送信日に限ります。

ただし、オンライン担保差入先の属する担保差入金融機関等において振込国債の払出可能国債残高が不足となるような入力はエラーとなります（エラーメッセージに「国債残高不足」の旨表示されます。）。また、担保差入を償還日に行うことはできません。

払出可能国債  
残高  
利用細則（国債  
振替決済関係  
事務）  
第1編Ⅰ. 参照

- 第1編Ⅱ. 2. (2) イ. を横線のとおり改める。

イ. 担保差入の入力

国債決済代行先は、担保差入先の指示に従い、当該担保差入先に代わって当該担保差入先のために振込国債の担保差入を行う場合には、所定の端末操作手順（業務処理区分コード 541102）にもとづいて入力します。差入日は、送信日に限ります。

ただし、当該国債決済代行先の属する国債決済代行者において振込国債の払出可能国債残高が不足となるような入力はエラーとなります（エラーメッセージに「国債残高不足」の旨表示されます。）。また、担保差入を償還日に行うことはできません。

払出可能国債  
残高  
利用細則（国債  
振替決済関係  
事務）  
第1編Ⅰ. 参照